

## 近年急増中のベトナム、インドネシアの労働者

外国人労働者との共生のあり方を考える本稿。最終回は、筆者がこれまで携わってきた入国管理業務と企業の労務管理業務を通じてみてきた、外国人労働者の特徴や労務管理のポイントについて、近年、特に増加率が著しいベトナムとインドネシアの2カ国を例に挙げて述べたい。厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(2018年10月末現在)によると、国内の事業所

に雇用されて働く外国人労働者は146万463人で過去最高を更新した。国籍別の労働者数では中国(香港などを含む)が全体の4分の1強の38万9117人を占めて最多だが、1年間でその国の労働者数どのくらい増えたかを示す増加率をみると、上位3カ国は左ページの表のとおりだ。

ベトナムは30%以上も増加し、今や国籍別の労働者数でも中国に次ぐ2位を占めている。また、インドネシアは労働者数こそまだまだ少ないが、急ピッチで増加している国だ。

## 大切な親日国ベトナム生活面のケアに配慮を

日本で働くベトナム人は45・1%が技能実習生、39・4%が留学生として資格外活動(アルバイト)で就労。高度外国人材の就労ビザといわれる、17種類の在留資格の保持者は全体の10・1%だ。しかし、高度外国人材の代表的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」の増加率に限ると、対前年比57・6%の増加で第1位に躍り出る(法務省「2018年末現在における在留外国人数につい

て)。日本の大学などに留学しているベトナム人が卒業後、高度外国人材として国内の企業に就職するケースが増えている様子がかがえる。ベトナムは現在、若年層の失業率が7%程度と高く、高学歴者であっても希望する職に就くことが難しいため、彼らの多くが海外での就職を希望している。このため、外国語の習得にも熱心で、中でも日本語は日越経済の結びつきの強さもあって、英語の次に人気の高い外国語となっているようだ。

ベトナム人を雇用している経営者



社労士・行政書士  
若松絵里の

# 「外国人労働者と共生する」④ 国籍別アプローチが有効



わかまつ えり

法務省届出申請取次行政書士・外国人技能実習監理責任者・社会保険労務士。2005年「若松社労士・行政書士事務所」開設。主な取り扱い業務は外国人の就労ビザ申請業務。近著は「中小企業のための外国人雇用マニュアル」。



などに聞くと、一般に静かで真面目、仕事面でも向上心があり、熱心に働く人材が多いという。一方で、他のアジアの労働者に比べ、シャイで内向的な面もあるようだ。職場環境に不満を持つと何も言わずに突然退職してしまう事例も散見した。

したがって、ベトナム人労働者には特に事業主や上司が仕事や生活面に関して親身に相談にのるなど、日ごろからよくコミュニケーションをとり、細やかなケアをしていくことが必要ではないかと考えられる。

電通の「ジャパンブランド調査2018」によると、「日本を好きな国好感度ランキング」で、ベトナムは台湾やフィリピンなどと並び1位。こうした親日国から優秀な人材を受け入れ、継続して就労してもらうことは企業にとっても、将来の日本にとっても有益だ。

## 宗教面への配慮が必要なインドネシアの労働者

日本で働くインドネシア人の約6割は技能実習生で、日本の技術を学ぶために来日・就労しているが、この4月に技能実習2号修了後に取得することが可能になった在留資格「特定技能」が新設されたこともあり、技能実習を終えた後も日本で働き続けるインドネシア人はさらに増加するだろう。周知のとおり、インドネシアはイスラム教国であるため、同国から来日する労働者の雇用には注意すべき点がいくつかある。筆者の顧問先でも、昼食に豚肉や酒類を制限したハラル食を提供したり、1日に数回行う礼拝時間を確

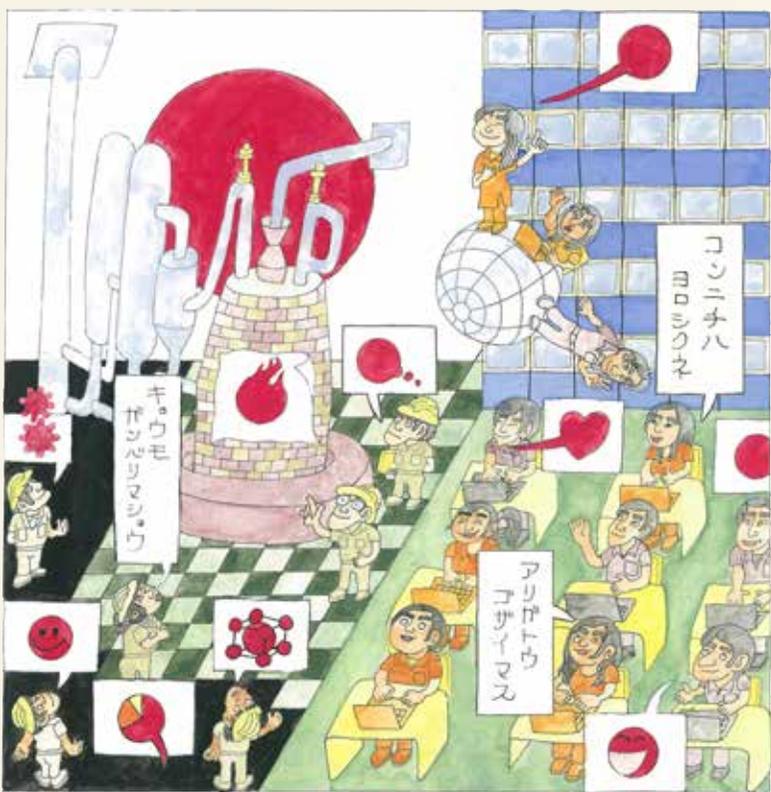
保するため休憩時間を分割して付与するなどの配慮をしている企業がある。一方で、インドネシア人もベトナム人同様、真面目で仕事熱心な労働者が多く、人柄も明るく、親目的で付き合いやすいと多くの経営者が語る。企業にとって貴重な戦力になっ

てくれる人材とっていいだろう。一口に外国人労働者といっても、「お国柄」の違いなどにより労務管理の場面で注意すべきポイントは異なる。このように国籍面からのアプローチも外国人雇用を成功させるうえで重要だと確信している。

外国人労働者の対前年比増加率上位3カ国

順位	国名	対前年比増加率(増加数)	日本で働く労働者の数(国籍別の順位)
①	ベトナム	31.9% (7万6,581人)	31万6,840人 (2位)
②	インドネシア	21.7% (7,427人)	4万1,586人 (7位)
③	ネパール	18.0% (1万2,541人)	8万1,562人 (5位)

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(2018年10月末現在)



画：永美 ハルオ